

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市医事衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意する。

ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士、救急隊員等及び競技会係員を配置する。

（3）救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

（4）医薬品等の配備

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する

場合は車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

- (2) 医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、必要に応じて、競技会係員等を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする
- (4) 医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

6 信州やまなみ国スポ・全障スポ関連イベント等における医療救護

伊那市主催の信州やまなみ国スポ・全障スポ関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿泊施設における医療救護

- (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対しパンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

- (2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) 伊那市で開催するリハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。